

千葉市では、新婚・子育て世帯の転居を応援します！

①結婚新生活支援事業

結婚を機に千葉市内の高経年住宅団地へ転居する若い世帯を応援します！

新婚世帯に対し、婚姻に伴う住居費及び引越費用並びにリフォーム費用の一部を補助します。



②三世代同居・近居支援事業

市内に居住する親世帯とこれから同居・近居を行う子育て世帯を応援します！

三世代家族の同居などに必要な費用の一部を助成します。



主な要件

- ① 婚姻時に夫婦双方の年齢が**39歳以下**
- ② 令和4年分の夫婦の合計所得が**500万円未満**
- ③ 令和5年3月1日から令和6年3月31日までの間に婚姻届を提出し、受理された夫婦
- ④ 夫婦の双方又はいずれかが、**結婚を機に千葉市内の高経年住宅団地*1**以外から市内の高経年住宅団地へ転居し、補助金の申請から2年以上居住する意思のある方

*1：居住促進区域内で建設から概ね40年が経過した24団地（詳細は千葉市結婚新生活支援事業HPをご確認ください。）
※パートナーシップ宣誓をしたカップルも対象となります。
※このほかにも要件がありますので、必ず事前に住宅政策課までお問い合わせ下さい。

助成内容

令和5年4月1日～令和6年3月31日までに支払った、住居費、引越費用、リフォーム費用の合計額夫婦ともに29歳以下：**1世帯あたり最大60万円**
それ以外：**1世帯あたり最大30万円**

- 住居費：住宅の購入費用、賃料、敷金、礼金、共益費、仲介手数料
 - 引越費用：引越業者又は運送業者へ支払った費用
 - リフォーム費用：住宅の修繕、増築、改築、設備更新等の工事で工事業者へ支払った費用
- ※ただし、エアコン等の家電購入・設置費、車庫・倉庫に係る工事費、フェンス・植栽等の外構工事費は対象外

申請期間

令和5年7月3日（月）～令和6年3月31日（日）
※ただし、令和5年度予算額は30件を予定しています。
※三世代同居・近居支援事業との重複申請はできません。

<申請先・問い合わせ先>

都市局建築部 住宅政策課
電話 043-245-5849
メール jutakuseisaku.URC@city.chiba.lg.jp

主な要件

- ① 離れて暮らしている「親と子と孫」を基本とする三世代の家族が、これから市内で同居または近居（直線で1km以内）する
※すでに同居または近隣に居住している場合は、対象となりません
 - ② 親が**65歳以上**で1年以上千葉市に居住している方
 - ③ 孫は**18歳**に達する日以後の最初の3月31日を迎えていない など
- ※このほかにも要件がありますので、必ず事前に高齢福祉課までお問い合わせ下さい。

助成内容

ア.持家の場合：住宅の新築・改築・増築・購入に要する費用
イ.借家の場合：賃貸借契約に要する費用（礼金、権利金、仲介手数料）
ウ.上記共通：転居に係る引越費用
「アまたはイ」とウの合計額の2分の1と助成限度額50万円を比較して低い額を助成します。

※ただし、アについて市内業者（市内に本店を有する事業者）と契約して施工等を行った場合は、助成限度額が100万円となります。
ア・イの助成を受けた方で、市外から子世帯が転入した場合は2・3年目の助成として、固定資産税・都市計画税または年間の家賃相当額について15万円を上限に助成します。

申込期限

住宅の新築・改築・増築に要する費用⇒建築工事の着手前まで
住宅の購入・賃貸借契約に要する費用⇒契約締結の前まで
転居に要する引越し費用⇒転居の前まで
助成を受けるには、**申込期限までに申出書の提出が必要です。必ず事前に高齢福祉課までお問い合わせください。**

<申請先・問い合わせ先>

保健福祉局高齢障害部 高齢福祉課
電話 043-245-5166
メール korei.HWS@city.chiba.lg.jp

千葉市結婚新生活

検索



千葉市三世代同居

検索



～お住まいをお探しの方は「すまいのコンシェルジュ」まで～

電話：043-245-5690